

## 2010年度協約・協定改訂交渉の集約にあたって

本部は、9月29日、2010年度協約・協定改訂交渉を集約し妥結しました。

集約にあたり、この間の組合員はもとより、他労組の皆様からも多くの支援を頂いたことに感謝申し上げます。

ところで、会社が勤労情報No.9（平成22年9月29日「協約改訂交渉の妥結について」）で謳っている『JR東海労から「運輸系統の社員運用の変更…」～意思表示があった～これらの施策への対応等に照らし～』ですが、本部は昨年も、今年と何ら変わらない状況で基本協約締結の意思を表示しました。しかし会社は、基本協約を締結するための条件を提示し、条件に従わないと基本協約は締結しないとしました。会社の、昨年と今年への対応の違いが全く理解できません。協約とは労使の妥協の産物です。それは会社も認めています。したがって、会社が締結の条件を出すこと自体不当労働行為なのです。そのことは、昨年11月19日、東京都労働委員会が不当労働行為と認定している通りです。本部は、「今年はあらためて方針を変えた」ことなど一切ありません。今回の基本協約の締結は、この間のJR東海労の主張を会社が認めざるを得なかったからです。JR東海労は、このことに自信と確信を持って、現状を変えるためにさらに闘います。

さて、今年度の協約・協定改訂交渉は、職場からの切実な声を要求として作り、141項目を会社に申し入れました。組合員はもとより、他労組の皆様からも多くの意見を頂き要求に反映しました。

交渉は、8月19日の第1回団体交渉から7回行いました。各項目に対する会社の誠意のない回答に対して、組合員・社員の気持ちや怒りを会社に明らかにしてきました。会社は9月16日、第7回団体交渉において最終回答を示しました。その内容は、「育児介護休業法に関することを加えた苦情処理範囲の見直し、被扶養者の人間ドックの年令と費用補助の拡大、専任社員の雇用契約期間満了時の感謝状と購入券の増付与、技術系統の防寒コート類の素材の見直しと交換」に止まりました。

本部は、この回答を不満とし、9月17日に基本協約の締結、事務所の便宜供与、協議の開催、要員の確保、本人の希望を尊重した社員運用、専任社員の採用条件撤廃等について再申し入れを行い、9月24日団体交渉を行いました。しかし、会社の姿勢は居丈高で、基本協約の締結以外は残念ながら前進させることが出来ませんでした。本部は、この悔しい思いを、今後の現状を変える闘いに反映させていきます。

役員報酬がJR他社と比べてズバ抜けて高額であることに示されていますが、上に厚くそして下に薄い待遇。会社はそれを維持するために「規律と忠誠心」「命令と服従」を貫徹し、労働組合を骨抜化しようとしています。今次交渉において、その姿勢がより鮮明になりました。

今次交渉で基本協約は締結しましたが、この協約が全てそれでよしなどとは考えていません。当然、必要な改善については今後も取り組みます。今次協約・協定改訂交渉の取り組みで得た、組合員はもとより、他労組の多くの皆様からの支援を、今後の闘いへ向けた大きな成果として確認し、今次協約・協定改訂交渉の集約とさせていただきます。

2010年9月30日  
JR東海労働組合中央本部